

## 知っ得国際税務クイズ！！

- 1 日本で勤務する外国人が、海外に居住している家族を扶養控除の適用対象とするために必要な書類は？

- A パスポートの写し
- B 海外に住む家族全員が写っている直近6ヶ月以内の写真
- C 海外に住む子どもの学校の成績証明書

<正解：A>

外国人でも、国内源泉所得には日本の所得税が課税されます。外国に居住する家族を扶養控除の対象にするには、扶養の事実を確認する必要があります。その書類として「親族関係書類」と「送金関係書類」が必要です。親族関係書類は、戸籍の附票の写しか国等が発行した書類及び国外居住親族のパスポートの写しの両方、又は、外国政府等が発行した書類（出生証明書・婚姻証明書等）です。また、送金関係書類は金融機関の書類等で、その金融機関が行う為替取引により、居住者から国外居住親族に支払をしたことが分かる書類もしくは居住者が契約しているクレジットカード利用明細等（国外居住親族が使っていることが分かるもの）です。生活費等を、知り合いを通じるなどして現金で手渡ししている場合は、ここでは、送金をしていることとみなされません。複数の対象者がいる場合には、それぞれに対する送金関係書類が必要です。なお日本人でも、子どもが留学等で国外にいる場合で扶養控除を受ける時には、同様の書類が必要となります。

- 2 外国人の給与所得者が「短期滞在者免税」を受けるときの要件は？

- A ホテル住まいであること
- B 日本滞在期間が183日を超えないこと
- C 給料支給の都度、税務署に届出をすること

<正解：B>

日本と租税条約を締結している国の海外居住者は、日本で短期間勤務を行なう場合、日本の所得税が免税になる場合があります。これを「短期滞在者免税」といいます。その要件は、概ね①滞在期間が183日を超えないこと②海外（相手国）の使用者が給与を支払うこと③海外（相手国）の使用者が給与を負担すること、の3つです。なお租税条約は、その相手国によって内容が若干異なります。滞在日数も183日でない場合もありますので、ご注意ください。

- 3 外国人社員がしきりに「ホームリーブ」と言っているが、何のこと？

- A 少年時代、親とケンカして家出した経験＝「若気の至り」のこと
- B 母国への帰省
- C 海外勤務が長くなり、母国にある自宅が空き家になっていること

<正解：B>

ホームリーブ（Home Leave）は休暇のために帰国することを言いますが、その費用を使用者が負担した場合、要件を満たせば課税しなくてよいとされています。それは、①就業規則等に、相当の勤務期間（概ね1年以上）を経過するごとに休暇のための帰国を認めていること②その帰国のための旅行に必要な支出に充てるものとして支給するものであること③国内とその旅行の目的とする国との往復に要する運賃であること④その旅行に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし、もっとも経済的かつ合理的と認められる通常の旅行の経路及び方法によるものであることです。

国家間の移動のみならず、国内移動も気軽にできるようになることを祈りながら…

（国際特別委員長 丸岡美穂）